

令和5年5月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和5年5月26日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後1時50分
- 2 開催場所
尾張旭市役所講堂1（南庁舎3階）
- 3 出席委員
農業委員10名
- 4 欠席委員
佐藤庸子委員
- 5 傍聴者
1名
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名
- 7 議題等
第10号議案 農用地利用集積計画の決定について
報告事項7 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告事項8 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、10名です。 定足数に達しておりますので、これより5月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、松原八壽雄委員、水野政起委員にお願いをいたします。 本日の付議事件としては、第10号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございますのでよろしくお願いいたします。
会 長	それでは早速ですが、第10号議案「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明をお願いします。

課長補佐	<p>それでは、第10号議案「農用地利用集積計画の決定について」説明します。</p> <p>この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙のとおりとなっております。</p> <p>【調書の説明】</p> <p>「利用権の設定を受ける者」として、市では、こちらに記載があります4名の認定農業者及び農地中間管理機構である愛知県農業振興基金に対して権利設定をしております。</p> <p>続いて、調書をご覧ください。</p> <p>前回設定面積の51,952.96平方メートルに対して、新規設定された面積の合計は、7,844平方メートル、農地転用、農地売買等により解約等があった面積の合計は、3,811平方メートル、以上から、全体では4,033平方メートル増加し、今年度の利用権設定面積合計は、455,985.96平方メートルとなっております。</p> <p>また、貸手人数、筆数の増減は表記のとおりです。</p> <p>なお、使用貸借による貸付け、いわゆる賃料0円に賛成していただいた方は、今年度の貸付けから変更させていただいております。調書の説明は、以上となります。</p> <p>これらのすべての対象地は、従前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合しているものと思われま。ご審議のほどよろしく申し上げます。第10号議案の説明は、以上でございます。</p>
会 長	<p>説明が終わりました。これより質疑に移ります。</p> <p>第10号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
松原八壽雄 委 員	<p>利用権の農地の中には、水がかかりにくく、非常に不利な状態の農地もあります。認定農業者はそういった農地も受け入れなければならないのでしょうか。</p>
課長補佐	<p>認定農業者ごとに区域を設定しており、基本的には区域に入っている農地はお願いしています。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>特定の農地に大きな労力を取られてしまっている現状があります。そういった状況でも受け入れなければならないのでしょうか。</p>
課長補佐	<p>状況にもよるため、事務局まで相談いただきたいと思います。</p>

会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第10号議案「農用地利用集積計画の決定について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第10号議案については賛成することに決定しました。
会 長	これもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。 報告事項7「農地法第5条による届出の専決について」、報告事項8「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項7「農地法第5条による届出の専決について」説明させていただきます。 農地法第5条による届出が9件で、3,084.53平方メートル、主な概要は、井田町地内ほかで、一般個人住宅5件、集合住宅1件、露天駐車場2件、倉庫1件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。
課長補佐	続きまして、報告事項8「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」について、説明させていただきます。 この報告は、農地転用許可書等の添付が無く法務局に登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更の登記申請が提出された場合に、法務局から農業委員会に対して農地の転用事実の有無等についての照会があったものでございます。 それでは、調書の説明に入ります。 【調書説明】 本案件については、農地転用許可を要する事案でありながら過去に農地転用許可を受けた記録が確認できない事案であったため、令和5年4月28日に北山地区の調査委員3名、事務局職員で現地を調査し、法務局に対して調査結果を別添のとおり報告しております。 今後は、農業委員会からの回答をもとに、法務局の方で地目変更がなされることとなりますので、ご承知おきください。報告は以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】

会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>1点ございます。お手元にお配りしました「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」についてです。</p> <p>これは、令和4年度の活動が計画に対して達成できたかどうかの評価案を作成し、意見等があれば修正し、本市農業委員会の活動計画に対する点検・評価として公表するものです。内容をご確認いただき意見や修正があれば事務局へご連絡ください。</p> <p>お知らせは以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上もちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は6月28日(水)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>